

電気工事業者の登録等の手続について

電気工事を業として行う方は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）に基づき、登録、届出又は通知の手続をしなければ電気工事を行うことができません。

申請等の手続は、電気工事業者が行おうとする工事の形態等で決まっています。下記の表及びフロー図を参考にしてください。

なお、岡山県の区域内のみに営業所を設置している場合は岡山県知事へ、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置している場合は、中国四国産業保安監督部又は経済産業大臣へ申請してください。

登録の有効期間は5年間で、5年経過後も引き続き電気工事業を行う場合は、有効期間満了前までに更新登録手続が必要です。

工事の形態		電気工事業法			建設業法 (※)
電気工作物の種類	一工事の請負 金額（税込）	登録	届出	通知	許可
・一般用電気工作物等 かつ自家用電気工作物 ・一般用電気工作物等のみ	500万円未満	○	—	—	—
	500万円以上	—	○ (みなし登録)	—	○
・自家用電気工作物のみ	500万円未満	—	—	○	—
	500万円以上	—	—	○ (みなし通知)	○
・事業用電気工作物 (500kW未満の需要設備を除く)	500万円未満	—	—	—	—
	500万円以上	—	—	—	○

○印の申請が必要です。

「登録」 → 電気工事業者登録申請書

「届出」 → 電気工事業開始届出書

「通知」 → 電気工事業開始通知書

※建設業法に基づく許可は、岡山県土木部監理課建設業班で行っています。

【一般用電気工作物】

電気工事士法第2条第1項に規定される「一般用電気工作物等」は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定される以下の電気工作物をいう。概括的にいえば、一般家庭、商店等の屋内配線設備等のこと。

- ・電気事業法第38条第1項に規定する「一般用電気工作物」（電気を使用するための電気工作物であり、600V以下で受電され、その構内において受電するための電線路以外の電線路に接続されていない電気工作物、又は一定出力未満の小規模発電設備であってその構内において受電するための電線路以外の電線路に接続されていない電気工作物）
- ・電気事業法第38条第3項に規定する「小規模事業用電気工作物」（低圧電線路以外の電線路で構外の電気工作物と接続されていない出力10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備又は出力20kW未満の風力発電設備）

【自家用電気工作物】

電気工事士法第2条第2項に規定される「自家用電気工作物」は、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物であって、小規模事業用電気工作物及び発電所、変電所、最大電力500kW以上の需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。）、その他の経済産業省令で定めるものを除く自家用電気工作物のこと。

概括的にいえば、最大電力500KW未満の需要設備であり、中小ビルや工場等に設置される受電設備、発電所以外の受電設備、構内電線路、負荷設備等のこと。

【事業用電気工作物】

電力会社が電力供給のために設置する発電、送電、変電、配電等の電気工作物（ダム、水路、貯水池などを含む。）をいう。

電気事業法においては、電気工作物は次のように分類されていますが、電気工事士法及び電気工事業法が適用される電気工作物は、一般用電気工作物等及び自家用電気工作物（最大電力500kW未満の需要設備のみ）です(下図の の部分)



